

Weekly Report

第698号
令和5年5月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来月から施行される改正消費税法

消費者契約法は、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）について消費者を保護するための民事ルールを定めた法律で、すべての消費者契約に適用されます。本年6月から同法が改正され、不当な勧誘による契約の取消権や無効となる契約条項の追加などが行われます。

◆不当な勧誘による契約の取消権を追加

消費者契約法では、事業者が一定の不当な勧誘を行い締結された契約の場合、消費者はその契約を後から取り消すことができるとされています。例えば、重要事項について事実と異なる説明をした場合や、不利な情報を故意又は重大な過失により告げなかった場合、通常必要とされる分量を著しく超えることを知りながら勧誘した場合などが不当な勧誘に該当し、契約の取消事由になります。

改正によって不当な勧誘行為に、* 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ連れていき、勧誘した場合、* 第三者に契約の相談を行うことを威

迫する言動を交えて妨げた場合、などが追加されません。

◆免責の範囲が不明確な契約条項は無効に

また、同法では無効となる不当な契約条項（損害賠償責任の全部を免除する条項や一切のキャンセルなどを認めない条項など）について規定しています。

改正によって、損害賠償責任の一部免除条項で「法令に反しない限り」など免責の範囲が不明確なものは無効となりました（軽過失の場合に限り適用されることを明確にしていれば有効）。

このほか、事業者に対する努力義務として、契約の解除権行使に必要な情報提供や解約料の算定根拠の説明などが加えられています。

インボイス制度の実施に関連した注意事例

本年10月からインボイス制度が実施されますが、課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、制度実施後6年間は一定の範囲で仕入税額控除が認められる経過措置が設けられています。

公正取引委員会によると、経過措置があるにもかかわらず、発注事業者が取引先の免税事業者に対して制度実施後も課税事業者に転換しない場合は、消費税相当額を取引価格から引下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った事例が複数確認されたことから、独占禁止法違反行為の未然防止のため注意が行われました。

このような事例は、独占禁止法又は下請法上、問題となる恐れがあるとしています。

住民税決定通知書で控除額を確認

個人住民税は、前年の1～12月までの所得金額に基づき税額が産出され、毎年5～6月に住民税決定通知書が届きます。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方は、住民税が減額される形で控除が行われています（ワンストップ特例適用者は所得控除分を含めた控除額の全額を住民税から控除）。

住民税決定通知書に記載されている税額控除に間違いがないかを確認しましょう。